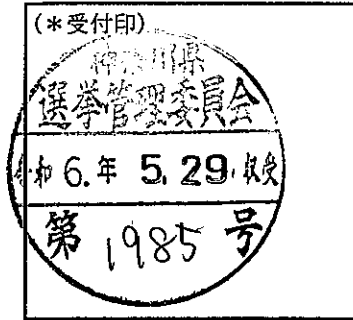


# 収支報告書

(その1)

令和 5 年分

※該当箇所に☑してください。



(ふりがな) (にほんいしんのかいしゅうぎいんかながわけんだいにじゅうせんきょくしよ)

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 横浜市港北区篠原町2572-1  
ビュービルズ 1-601

3 代表者の氏名 金子洋一

4 会計責任者の氏名 金子洋一

事務担当者の氏名 金子洋一

連絡先 (電話番号) 090-9837-6092

政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> その他の政治団体(後援会等) <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) <input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
※以下 指定「有」の場合のみ記載 公職の種類  ( 現職 ・ 候補者等 ) 資金管理団体の届出 をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 <u>金子洋一</u> 公職の種類 <u>衆議院議員</u> ( 候補者等 )

\*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	政 党 金 庫 その他 306	10492	内	(N) G K	

(※)資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 5 年 6 月 20 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

ア 収入総額 (ア)+(イ)	01	十億		百万		千		0
(ア) 前年からの繰越額	02							0
(イ) 本年の収入額	03							0
イ 支出総額	04							0
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05							0

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金額	06	十億		百万		千		0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	07							0

### (2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額							備考
		十億		百万		千		
(ア) 個人からの寄附	08							0
(うち特定寄附)	09							0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10							0
(ウ) 政治団体からの寄附	11							0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	12							0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	13							0
イ 政党匿名寄附	14							0
合計 (ア + イ)	15							0

# 資 産 等 の 状 況

(その17)

## 1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5 月 29 日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部

会計責任者の氏名 金子洋一

〔〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 \_\_\_\_\_〕

- 注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

# 政治資金監査報告書

令和6年5月20日

日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部

代表 金子 洋一 殿



登録政治資金監査人 尾中直也

登録番号第

第4860号

研修修了年月日

平成27年4月21日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の1第3第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に係る政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の1第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の1第3第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の1第3第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の1第3第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の1第3第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部と私との間には、法第19条の1第5項の規定に違反する事実はない。また、日本維新の会衆議院神奈川県第20選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。